お知らせ

次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務について

次世代住宅ポイント事務局への『一定の性能を有する住宅を証明する書類』の提出期限は

- (1)通常の場合令和2年3月31日
- (2)災害等やむを得ない場合令和2年6月30日

となっているところですが、<u>『(1)通常の場合』において次世代</u>住宅ポイント対象住宅証明書発行業務の**受付**を弊社業務期日により **令和2年3月10日**(火)とさせていただきます。

また『一定の性能を有する住宅を証明する書類』として

- ①設計住宅性能評価書
- ②建設住宅性能評価書
- ③すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書
- ④贈与税の非課税措置の住宅性能証明書
- ⑤長期優良住宅建築等計画認定通知書
- ⑥低炭素建築物新築等計画認定通知書
- ⑦性能向上計画認定通知書
- ⑧BELS評価書(☆2つ以上)
- ⑨フラット35S適合証明書(金利A・Bプラン)

については3月11日以降も通常通り受付は行いますが、次世代住宅ポイントにご利用される方は3月31日までに交付できない場合がございますのでご注意ください。



